

## 「第20回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：平成29年6月12日(月曜日) 19:00~21:15

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 高砂琵琶湖環境部長、中村審議員、東村最終処分場特別  
対策室長、谷口室長補佐、藤原主幹、伊香主幹、石田副  
主幹、金崎主任技師、井上主任技師、山本主事

※コンサル5名

※二次対策工事業者2名

(栗 東 市) 高岡環境経済部長、木村環境政策課長、殿村課長補佐、  
矢間主査

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自  
治会から計20名(北尾団地：欠席)

(県議会議員) 1名

(市議会議員) 2名

(傍 聴) 2名

(報道機関) なし

(出席者数 46名)

司会： みなさん、こんばんは。それでは定刻になりましたので、ただいまから第20回旧RD最終処分場問題連絡協議会を始めさせていただきます。初めに、開催に当たりまして、滋賀県琵琶湖環境部長の高砂から御挨拶を申し上げます。

部長： 皆さん、こんばんは。この4月からでございますが、琵琶湖環境部長を拝命いたしました、高砂でございます。本日、この連絡協議会、初めての参加でございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、皆さん、大変御多用の中、こうしたお時間を賜りまして、またお運びを賜りまして誠にありがとうございます。連絡協議会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日でございますけれども、次第のところでお示しをさせていただいておりますが、大きな項目といたしまして、3点ございます。

まず、昨年度の第4回目のモニタリング調査結果につきまして御報告をさせていただきます。今回の調査結果におきましても、大きな変動等は見られておりませんが、依然といたしまして、環境基準を超えております地点、項目がございます。引き続き、注意深く見ていきたいと考えております。

また、工事開始から5年目となりまして、今回、今までのモニタリング調査や場内の水位の測定結果を踏まえまして、ふっ素が土壤環境基準

を超過しております区域の取り扱いにつきまして、担当のほうから御説明をさせていただきたいと考えております。

次に、2点目でございますが、二次対策工事の状況について御説明、御報告をさせていただきます。二次対策工事につきましては、AからE工区におきまして、それぞれ進めております。B工区につきましては、底面まで掘削を行いまして、底面の粘性土層の欠損が確認できましたことから、去る5月25日でございますが、現地見学会を開催させていただきました。その底面の状況をつぶさにご覧いただいたところでございます。後ほど、B工区の状況を取りまとめて御説明をさせていただきます。

また最後に、次第では4のところでございますが、工事の施工方法につきまして、今年度以降に実施を予定しております、有害物の掘削除去の区域での施工方法について御説明をさせていただきます。また、前回の連絡協議会でも少し御報告をさせていただいておりますけれども、有害物掘削除去区画におきまして、大きな鋼材等の廃棄物がございまして、矢板の施工に支障が生じたことから、国のほうにも相談し、対応を検討しているというお話を御報告させていただきました。現在は、事前協議に対します、国のほうの御判断を待たせていただいております。現時点の状況等につきまして御報告をさせていただきたいと思っております。

本日、今年度初回の連絡協議会となりますが、今までと同様に、皆様と情報を共有させていただく中で、しっかりと協議を行いながら、着実に二次対策工事を進めてまいりたいというように考えてございます。引き続き、御理解、御協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。簡単でございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

司会： それでは、本日は本年度初回となりますので、県と栗東市の職員につきまして、自己紹介をさせていただきます。

審議員（滋賀県）： 滋賀県の中村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

室長： 4月から最終処分場特別対策室長となりました、東村でございます。どうぞよろしくお願い致します。

室長補佐： 滋賀県の谷口でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

主幹： 4月から参りました最終処分場特別対策室の伊香と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

主幹： 同じく4月から参りました藤原と申します。よろしくお願いいたしま

す。

副主幹：昨年度に引き続きまして工事を担当させてもらっています石田と申します。よろしくお願いいたします。

主任技師：滋賀県の井上と申します。よろしくお願いいたします。

主任技師：4月から参りました、工事を担当しております金崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

部長（栗東市）： 皆さん、こんばんは。栗東市役所環境経済部長の高岡覚と申します。山口前環境経済部長から引き継ぎを受けまして、周辺自治会の皆様とは信頼関係を維持し、市といたしましても、しっかり対応してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

課長（栗東市）： 皆さん、こんばんは。環境政策課課長の木村毅と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

課長補佐（栗東市）： 同じく環境政策課課長補佐の殿村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

主査（栗東市）：栗東市役所の矢間と申します。よろしくお願いいたします。

司会： それから、自治会の皆様におかれましても、小野、上向、日吉が丘、栗東ニューハイツの各自治会の代表の方、新任と伺っております。恐れ入りますが、お一方ずつ自己紹介をいただいでよろしいでしょうか。

住民： 栗東ニューハイツから参りました自治会長の〇〇です。よろしくお願いいたします。

住民： 29年度の日吉が丘の自治会長を担当させていただいています〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

住民：上向自治会長の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。

住民： 4月から小野自治会の自治会長に選出されました〇〇と申します。今回はこの場所初めてですが、自治会長として出席させていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。  
それと、今日は見えてないんですが、ちょっと仕事で帰れないという

ことで役員から2名、次回から一緒に出ると思いますのでどうぞよろしくお願ひします。

住民： 赤坂自治会会長をやらせていただいております〇〇です。よろしくお願ひします。

司会： ありがとうございます。それでは議事に入ります前に、予めお断りをさせていただきます。この協議会は、旧RD最終処分場問題に係わる、周辺の6自治会の皆さまと県、市との意見交換の場でございますので、恐れ入りますが傍聴の方からの御発言はお受けできませんので御了承ください。それから、会場の使用時間の関係で、最長21時30分までとさせていただきますので、これも御了承ください。

それから、次に、本日お配りしております資料の確認をさせていただきます。まず、次第と書いたものと、その続きに資料1「前回の開催結果について」をとじたものが一つ目でございます。

それから、資料2-1と題した、横の、「平成28年度第4回モニタリング調査結果について」という27ページのもの、続いて資料2-2という4ページのものをお配りしております。

資料3としまして、「工事等の進捗状況について」、18ページのものをお配りしております。

資料4としまして、「工事の施工方法について」をお配りしておりますのと、追加資料ということで表裏1枚のものをお配りさせていただきます。

資料が足りないという方いらっしゃいませんか。説明途中でも、抜けているところなどありましたら、お知らせください。

それでは、議事に入らせていただきます。

まずは、1点目の「前回の開催結果について」、御説明をいたします。

室長補佐：谷口と申します。よろしくお願ひします。お手元の資料1をご覧くださいませでしょうか。

前回の開催結果の主な質疑について記載しております。この中で、今回の協議会に関連する質疑と回答について説明させていただきたいと思っております。

まず、資料1の中ほど、「3.二次対策工事等の進捗状況について」ですが、一つ目の四角でございます。「B工区において、浸透水のpHは測っているのか。また、高アルカリ物質は完全には除去できていないと思うので、水があればpHと電気伝導度を調べていただきたい。」という御質問がございました。それに対しまして、「浸透水自体は、今は測定していないが、B工区を掘削し始めたときに、少し金気の赤い水が出てきたので、pHを測ったところ、pH8までぐらいの弱アルカリ性で、強アルカリ

ではなかった。変なものや、色のついた水が出てくれば確認します。」と回答しました。

関連する話として、高アルカリ物質の分布状況につきまして、本日、資料3のところで説明させていただきたいと思っております。

次に、裏面を見ていただけますでしょうか。「5.その他」、「来年度以降の予算等について」のところの一つ目の四角になるんですけども、「鋼材は有害物ではありませんが、RDの場合、許可品目の中に金属は入っていません。だから、本来は取り除くべきではないか。」という御質問がございました。これに対しまして、「この事業では、あくまで生活環境に支障が生じるものを取り除くことを目的としており、許可品目であるかどうかにかかわらず鋼材は除去の対象になっていません。」と回答しております。

この回答につきましては、資料には書かれておりませんが口頭にて少し補足させていただきます。前回の連絡協議会におきましては、「ただし、廃棄物土を掘削し、選別、除去した鋼材は処分しています。」とも回答させていただいております。もう一度繰り返します。「ただし、廃棄物土を掘削して、選別、除去した鋼材については処分しています。」とも回答させていただいております。今回、付け加えさせていただきますので、よろしく願います。

次に、2つ目の四角になりますが、「有害物掘削除去区画の矢板施工について、費用が増えるというのはどのくらいなのか。」という御質問に対しまして、「今、国と相談中で、費用も流動的であり、まだ幾らと言えらるような段階ではありませんが、それが確定して方針が決まった段階で、報告したい。」と回答しております。

関連する話題としまして、有害物掘削除去区画の土留矢板施工法の変更について、本日、資料4のところで説明させていただきたいと思っております。

資料1の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

司会： ただいまの説明につきまして、御質問や御意見等ございましたらお願いいたします。

よろしいようでしたら、次の議事2のほうへ進めさせていただきます。

議事2-1「平成28年度第4回モニタリング調査結果について」、それから、議事2-2「土壌環境基準値超過区画の取り扱いについて」も関連がございますので、合わせて説明をさせていただきます。

主任技師： 県の井上と申します。よろしく願います。

資料2「平成28年度第4回モニタリング調査結果について」という横長の資料をご覧ください。

まず、2ページ目、調査地点、前回から特に変更はございません。

今回は平成28年度第4回の調査です。調査日は浸透水と地下水が1月30日、経堂池が2月15日です。

3ページ目、浸透水の移流拡散概念図については変更ありませんので、説明を省略させていただきます。

次、経年変化グラフについて、一つ目の四角、H24-8(2)という井戸です。露頭の近くでして、水量が極めて少ないということで、今回もpHと電気伝導度のみの測定を行いました。

それでは、結果を見ていきます。

4ページ、5ページ、電気伝導度です。まず、4ページ、Ks3地下水帯水層と浸透水です。地点についてはKs3地下水帯水層井戸は○、浸透水の井戸が▲で示しております。結果については、全体的にいつもどおり、ほぼ横ばいで推移しております。

一部の井戸で低下傾向がございます。左上のH24-2(2)の井戸で、平成25年7月頃から低下傾向となっております。

次に、5ページ、Ks2地下水帯水層についてです。地点は●で全て表示しています。大体の地点で横ばいで推移していますが、一部の地点で上昇傾向が見られています。No.3-1、下の段の右から2つ目のグラフですが、大体平成26年頃から低下傾向だったんですが、前回に続きまして、今回も上昇傾向となっております。経過を確認しております。

また例年より比較的高い値で推移している井戸がありまして、No.1-1の井戸、上の段の右から2つ目の井戸です。過年度よりも比較的高い値で推移しております。

あとは、低下傾向の井戸があります。No.1、左列の上から2つ目の井戸です。こちらについては、平成25年12月から低下傾向です。

あと、H24-4、下の段の左から2つ目のグラフですけれども、平成25年12月から低下傾向でしたが、現在は横ばいとなっております。

それでは、次に6ページ、7ページ、ひ素です。まず、6ページ、Ks3層と浸透水ですが、今回は全地点、環境基準以下でした。

次、7ページ、Ks2地下水帯水層です。3地点で環境基準を超過しております。まず、1地点目が、一番右上のH24-7、こちら横ばいとなっております。あと、左上のH26-S2、こちらも横ばいで、超過しております。あともう1地点が、下の段の真ん中のグラフ、No.3-1、こちら最近も横ばいとなっております。その他の井戸では、不検出でした。

次、8ページ、9ページ、ふっ素です。まず、8ページ、Ks3層と浸透水ですが、全地点で環境基準以下でした。環境基準以下で検出された地点が2地点ありまして、下の左のグラフ、No.3揚水井戸、ほぼ横ばいで推移しています。あとは、右上のH26-S2(2)、こちらも横ばいで推移しております。その他の地点は、不検出でした。

次、9ページ、こちら全地点で環境基準以下でした。3地点で環境基準以下で検出されていますが、濃度はほぼ横ばいで推移しております。

ほか8地点は、不検出でした。

次が、10ページ、11ページ、ほう素です。まず、10ページ、Ks3層と浸透水。環境基準超過が2地点ありまして、No.3揚水井戸、下の段の左のグラフです。こちら、横ばいで超過しております。あと、H26-S2(2)、上の段の一番右のグラフ、こちらも横ばいとなっております。環境基準以下で検出が2地点、ほか1地点は不検出でした。

次、11ページ、Ks2層です。こちらは環境基準超過が1地点、H24-4、下の段の左のグラフです。こちらは超えたり超えなかったりというところですが、今回は超えております。全体的に見ては横ばい傾向です。あと、環境基準以下で検出が5地点、うち、以前、環境基準超過したところが2地点あります。No.1の井戸で、左列の上から2つ目、ここも超えたり超えなかったりというところですが、あとは、下の段の真ん中、No.3-1です。こちら超えたり超えなかったりというところで、今後も超える可能性はございます。ほか、5地点は不検出でした。

次、12ページ、13ページ、鉛ですが、Ks2層も含めて、全地点で不検出でした。

次、14ページ、15ページ、水銀ですが、今回の調査でも全地点で不検出でした。

次、16ページ、17ページ、1,2-ジクロロエチレンですが、こちらKs2層も含めて、全地点で不検出でした。

次、18ページ、19ページ、クロロエチレンです。以前までは、塩化ビニルモノマーという名前だったのですけども、今年度4月から名前が変わりました。物質としては同じもので、名前だけが変わったということです。

まず、18ページ、Ks3層と浸透水ですが、全地点で環境基準以下でした。環境基準以下で検出が2地点ありまして、H24-2(2)、左上のグラフと、あと左下のK-1ですね。K-1については、経年的に見て低下傾向です。その他3地点は不検出でした。

次、19ページ、Ks2層です。こちら全地点で環境基準以下、うち環境基準以下で検出が2地点ありまして、左列の上から2つ目、No.1、急激に下がって低い値で落ちついています。あとは先ほどと重なりますが、K-1です。ほか9地点は不検出でした。

次、20ページ、21ページ、1,4-ジオキサンです。まず、20ページですが、全地点で環境基準以下でした。基準以下で検出が4地点あります。変動はありますが横ばいで推移しております。ほか1地点は不検出でした。

次に、21ページ。こちら全地点で環境基準以下。環境基準以下で検出が5地点で、こちらもどの地点でも変動はありますが、低下傾向となっております。ほか6地点は不検出でした。

次、22ページ、23ページ、ダイオキシン類です。こちらは全地点で環

境基準以下でした。

次、24ページ、25ページに考察のまとめを載せておりますので、また御確認のほど、お願いします。

最後に、経堂池の水質です。こちらは2月15日に調査をしました。農業用水基準を超えている項目があります。pHとCODが超えておりました、過去の変動の範囲内となっております。いつも特記事項のところに書いているんですけど、今回書き忘れましたが、調査の数日前に雨が降っておりました。またホームページに記載するときに修正させていただきます。

最後、27ページに今回の結果の一覧表を載せております。

地下水調査の結果の報告は以上でして、続きまして、資料2-2「土壤環境基準値超過区画の取り扱いについて」、御説明をさせていただきます。

まず、全体的な地下水調査の状況から御説明させていただきます。こちらのグラフは、地下水調査ごとに項目別の超過地点数をまとめたものでして、平成25年度からのものなんですけども、超過地点数については減少傾向となっております。現状ではひ素とほう素が超過している項目として残っているという状況です。今回、取り上げます、ふっ素については、このオレンジの部分で超えて以降は超過していないという状態が続いております。

2ページ目です。資料はないんですが、まず経緯から御説明させていただきます。平成22年に実施しました一次調査において、左上のH22-カ-4の区画とH22-ク-7の区画のふっ素の溶出量が土壤環境基準を超過しました。原則として土壤環境基準値を二次調査で超えたところは掘削除去の対象となっているんですけども、こちらの区画の取り扱いについては平成23年8月の第5回有害物調査検討委員会において水質と水位と溶出量のこちらの条件を満たしていれば、掘削除去の対象外にできるということとなっていて、それから水位、水質等の観測結果を踏まえてどうするのかというものを検討することとなっております。

それから、水位、水質の観測を続けていまして、今回、ほかにも土壤環境基準値を超えている区画があるんですけども、そちらの掘削除去工事を平成30年度から本格的に開始するという関係で、もうそろそろこの区画を掘削除去するかどうか判断をしないといけないということで、今回、議題に上げさせていただきました。

資料はないんですけども、今回取り上げるふっ素について、予備知識として、ふっ素というのはどういうものなのかということの説明させていただきます。ふっ素は、ガラスや金属の表面処理に使われたり、フライパン等のテフロン加工、あと歯磨き粉に入っていたりですとか、あとはお茶に入っていたりします。毒性については0.9mg/Lから1.2mg/Lで、12%から48%の方に斑状菌という病気が現れるという報告があります。



斑状歯というのは歯の病気です。軽度のものでは歯に白い斑点ができる。重度のものでは茶色の斑点ができるというもので、これの防止のために環境基準が0.8mg/Lに定められております。それでは、条件を見ていきます。

全国一律で土壤環境基準というものがあまして、そちらの考え方に基づいて説明してまいります。土壤環境基準については、本日お配りしました追加資料に掲載しておりますので、また後ほど御確認願いたします。

1つ目、水質についての条件、「浸透水において、その物質の地下水環境基準値を超過していない。」、地下水汚染を起こしていないということです。2つ目、「ふっ素が土壤環境基準を超えている区画が浸透水面から離れている。」、直接、水に溶出しないという状況となっているかどうかという点。あとは「土壤溶出量が土壤環境基準の3倍値以下である。」という汚染の程度が甚だしくないかどうかという視点です。

それでは、結果について見てまいります。まず、水質について、左下のグラフ、場内の浸透水の水質です。H16-No.5の井戸とA-3の井戸、No.1揚水井戸、No.3揚水井戸で水質を見ています。環境基準が0.8mg/Lでして、平成25年の第4回の調査以降、ふっ素については環境基準値を満足しているという状態が続いております。

次、水位について、右上のグラフです。赤枠で囲われているところが、今回、ふっ素が土壤環境基準値を超過した区画の高さを表してしまして、あと線がその周辺の井戸での浸透水の水位、高さを表しております。下の棒グラフが降水量を表しています。大雨のときに一時的に水位が上がっているのですが、大雨のときでも、超過区画には水位が達していないということがわかります。

最後に、土壤溶出量ですけれども、両方の区画ともふっ素の溶出量は1.1mg/L、基準値が0.8mg/Lでして、こちらも3倍値である2.4mg/L以下であるということで、条件は満たしております。

以上のとおり、浸透水の水質、水位、土壤溶出量の条件を満たしておりますので、掘削除去が必要な箇所ではないと判断しております。こちらの区画については、上から雨が降って、それが洗い流されて、また揚水井戸で汲み上げをしていますので、そちらで回収して、水処理をして、下水道に流すと、そういうふうに雨で徐々に浄化されていくということになります。

最後、条件とはちょっと直接は関係ないですけども、参考情報、補足として、処分場周辺の地下水のふっ素の濃度をまとめております。いつもの水質のグラフに、今回は調査のときの数値ではなくて、今までの最低値と最高値を載せております。これでいきますと、最高値でも環境基準を超えたことがないということで、先ほどの区画が処分場の外にもそれほど影響を与えていないということがわかると思います。

以上で、御説明を終わります。

司会： ただいまの議事2-1及び2-2の説明につきまして、御質問、御意見ありましたらお願いします。

住民： 一番最後の土壤環境基準の超過区域、これの取り扱いについてですけど、これは要するに、この2か所は超えてたけれども、3倍以下やから、この場所は、この土は場内に戻しますと、そういう意味ですか、簡単に言えば。

主任技師： 場内に戻すというか、掘り返さないという取り扱いですね。

住民： 掘り出さない、今、これ、掘り返した場所じゃないんですか。

主任技師： そうです。

住民： 掘り返してはない。

主任技師： 掘り返してはないです。

住民： その場所をそのままにしときますと、そういうことですね、簡単に言えば。

主任技師： そうです。

住民： 今のいつの有害物かもう一回教えてもらえませんか。聞き逃したので。いつの分をそうして決めたんかということ。

主任技師： 取り扱いというか、この考え方についてですかね。平成23年8月の第5回の有害物調査検討委員会ですね。

住民： これはふっ素以外にも該当するものあるんですか。

主任技師： 今回の区画でですか。

住民： いや、今回のとか関係なくて、検討委員会で決まってる、その3倍値以下であるという、これはほかのもの、ふっ素以外も。

審議員： ふっ素以外はありません。

住民： ふっ素だけなんですか。

審議員：はい。

住民： 資料2-2の1ページ目なんですけど、単純な質問になるかと思うんですが、環境基準値の超過地点の数の推移ですけども、鉛とか塩化ビニルモノマーとか1,4-ジオキサンとか出てたものがなくなると、ずっとなくなると思うんですが、ダイオキシンだけ出たり出なかったりですけど、その要因っていうのを教えていただけますか。

主任技師：ダイオキシンは場内の揚水井戸で超えていたんです。揚水井戸で水を汲み上げているんですが、いろんな水みちから水が入ってきてるんです。雨が降ったりですとかで、水みちが変わったりすると、その通ったところの汚染が集まってきたりするということで、かなり変動が大きい井戸でして、以前からひ素ですとかダイオキシンとか、SS、懸濁物質以外のものの変動が大きい状況で、ダイオキシンについても、そういう状態なんです。もしかしたら、No.3揚水井戸でまだ測っていますので、ダイオキシンはまた出るかもしれないですね。場内においてはですけども。

司会： ほか、御質問等、よろしいでしょうか。

そうしましたら、次に、議事3「工事等の進捗状況について」御説明をしたいと思います。

主任技師：工事を担当しております金崎と申します。どうぞよろしく申し上げます。

続きまして、「工事等の進捗状況について」ということで、説明に入らせていただきます。お手元の資料、白黒でございますので、スクリーンはカラーですので、こちらをご覧になって、御説明をお聞きいただけたらと思います。

「平成28年度の工事施工箇所について」ということで、こちら、平成29年2月に撮影しました航空写真です。平成28年度の施行箇所につきまして、A工区は、廃棄物土の掘削工、止水矢板、底面遮水工、貯留層工、選別土埋戻し工まで完了しました。

B工区につきましては、廃棄物土の掘削工とボーリングによる詳細調査。C・D・E工区につきましては、廃棄物土の掘削工。真ん中のところには選別土の仮置きをしています。こちらで発生しました廃棄物土につきましては、こちらの選別処理施設で選別を行い、適合試験に合格したものは、場内に埋め戻しが可能ということになります。

水処理施設につきましても、通年、稼働しています。

続きまして、「A工区の状況」ということで、昨年度の進捗状況につきまして、標高140mぐらいまで埋め戻しが完了しております。今後につ

きましては、場内で発生しました選別土をこの上に仮置きをしていくというような形になっていきます。

続きまして、「B工区の状況」になります。B工区につきましては、昨年度末で標高125mまで掘削が完了いたしました。4月以降は止水壁の造成、5月に廃棄物土の掘削、先日、5月25日にこちらの状況を確認していただきました。見学会の結果につきましては、後ほど御説明をさせていただきます。今後、底面遮水工と貯留層工、引き続き、側面遮水工、選別土の埋戻しを行っていきます。

「C工区、D工区、E工区の状況」ということで、昨年と同様に廃棄物土の掘削を引き続き行っていきます。

「平成29年度の工事施工箇所について」ということで、こちらは今年の5月に撮影した航空写真です。平成29年度につきましては、A工区は選別土の仮置き、B工区につきましては、廃棄物土の掘削工、あと底面・側面遮水工、底面排水工、取水ピット、貯留層工、選別土の埋戻しを行います。

C、D工区につきましては、廃棄物土の掘削工、底面遮水工、選別土の埋戻しを行います。

次に、入り口側のE工区です。こちらにつきましては、廃棄物土の掘削と選別土の埋戻しを実施していきます。

選別土の仮置きにつきましては、昨年度から引き続き、こちらで行っています。

選別処理施設、水処理施設につきましても、平成28年度同様に引き続き稼働していきます。

また、有害物掘削除去工ということで、今年度はH区画で実施します。

先ほど申しました内容を、「平成29年度 工程表(案)」に記載しております。上から順に、A工区は、選別の仮置きを通年行う予定をしております。

続いてB工区、止水連続壁工につきましては、4月末で終えております。B工区の廃棄物土掘削工につきましては、5月末で地山まで完了しております。この時点で見学会を開催させていただきました。あと、底面・側面遮水工ということで、B工区につきましては粘性土層が欠損しているということで、底面遮水工を今後予定しております。地山状況につきましては、また説明会の内容を含めて御説明させていただきます。10月に側面遮水工、現在、6月は揚水ピット設置工を進めております。

底面排水工につきましては6月から8月、貯留層工につきましては、6月から11月まで実施する予定です。洪水調整設備工につきましては、11月から12月にかけて、B工区の選別土の埋戻しにつきましては、放流設備ができてから、12月以降に着手していきます。

C・D・E工区につきましては、廃棄物土の掘削を引き続き行います。底面排水工につきましては、6月から8月まで行います。C工区についま

しては、選別土の埋め戻しを行います。

H区画につきましては、6月以降に掘削除去を順次進めていくという形になります。

工事全体といたしましては、選別土の仮置きや盛り土、あと選別処理施設の運転管理を引き続き、通年行っていくという計画を立てております。

「有害物掘削除去区画の位置」についてということで、赤色が今年度予定しているところです。緑色が既の実施した箇所です。青色が次年度以降に予定している箇所になります。

今年度予定しておりますのが、先ほど申しましたH区画で、こちらの有害物掘削除去を実施していく予定ということになります。

B工区のア-4区画につきましては、既に掘削が完了しております。

入り口のI区画につきましては、現在、土留矢板工法で掘削することを計画していますが、オープン掘削との工法検討を行うために、追加でボーリング調査をいたしました。こちら6月上旬で実施し終えております。

続きまして、「B工区の状況」ということで、4月からB工区を中心に現場が進んでおりますので、御説明をさせていただきます。

廃棄物土の掘削は標高125mまで完了いたしました。また、止水壁（TRD）の造成も完了いたしました。こちらが止水壁の施工状況の写真になります。こちらがTRDの機械になります。写真2が止水壁を設置した後の写真となります。奥側が現場事務所側になります。

止水壁の施工が完成した後、こちらの中を掘削して、現場のほうを進めていきました。そちらの状況を5月25日に皆さんに確認していただくということになります。

こちら、B工区の全景になります。赤色破線が、止水壁の形です。点線が、B工区の掘削した断面、高さになりまして、こちらが125mの高さになります。奥側が栗東水口道路、手前側が現場事務所です。

欠損範囲といたしましては、次のページから見ていきたいと思っております。

写真は止水壁の全景になります。手前側が現場事務所、奥側が栗東水口道路になります。5月23日時点で、止水壁内の廃棄物土の掘削が完了いたしました。破線が止水壁の位置になりまして、黄色の点線のところが底面の粘性土層の欠損が確認できたという範囲になります。欠損範囲といたしましては、長さが30m、幅が10mほどの大きさになります。

続きまして、こちらが地層の状況の写真になりまして、写真の奥側が栗東水口道路になります。標高125mから掘削していきまして、深いところでは117.5mほどのところまで掘り進めました。そこまでこの破線の箇所が欠損していたということになります。こちらがKc3層の粘性土層で、こちらがKs2層の砂質土層になります。

Kc3層は細粒で固結度は高く、割れ目等は見られませんでした。Ks2

層は砂分を主体とし、Kc3層と比較して固結度が低いということで確認ができました。

こちらは地質の状況を平面図で色分けしたものになります。黄色の部分Ks2層、砂層が見えているところになりまして、欠損範囲になります。今回、施工しました止水壁の位置につきましては、当初、範囲を広くとっていましたが、標高125mの範囲まで掘削を進めまして、廃棄物土の分布範囲がわかったことから、今回の止水壁の実施範囲となりました。その中で、粘性土層の欠損範囲を確認することができました。

こちらのスライドは、第18回連絡協議会で御説明させていただきました、高アルカリ排水の原因物掘削範囲ということで、今回の掘削範囲と張り合わせた資料になります。

平成14年に、RD社から高アルカリの水が排出されたということがわかりまして、そのときにRD社に対して原因の調査と、その原因物の除去を実施させた経緯がございます。

この図の中の青の丸と線が調査した場所を示しております。丸はつば掘りで掘削調査した箇所、線で引かれているのが溝掘り、いわゆるトレンチ掘削で調査した箇所になります。赤色となっている範囲が、高アルカリ原因物分布範囲ということになりまして、こちらが標高130mのところになり、現在、125mまで掘削ができているという状況になります。

先ほどの平面図を断面図にしたものが、こちらの図になります。奥側、南側が現場事務所側でして、北側が栗東水口道路側となります。深いところだと、117.5mまで深く掘り下げられているということでした。今後、砂質土層が露出している範囲を中心に、A工区と同様に、底面遮水工を実施していきます。

こちらは、「現場見学会の開催」ということでして、その状況を報告させていただきます。

見学会の内容は、B工区の地山の範囲の状況確認ということで、5月25日に開催させていただきました。6名の方に参加していただきました。見学会当日は、雨の影響もあり、足元が悪い中でしたが、無事にB工区の状況を確認していただきました。今後になりますけれども、工事の進捗状況に応じまして、有害物掘削除去を行うH区画などで開催を予定させていただいておりますので、また見学会のお知らせを御案内させていただきます。

こちらは、底面遮水工の断面図になります。粘性土層の欠損範囲がわかりましたので、その範囲を中心に底面遮水工を実施していきたいと思っております。底面遮水工につきましては、既にA工区でも実施しておりますので、A工区と同様にセメント改良土とベントナイト改良土により実施していきたいと考えております。

底面遮水工の範囲といたしまして、粘性土層が欠損している箇所を中

心に、こちら赤線の範囲で実施していきます。詳細につきましては、今後、残りの沖積層の掘削後の地山の状況を踏まえて、検討していきたいと考えております。

こちらは本日追加でお渡しさせていただきました資料となります。B工区の揚水ピットの施工状況ですが、5月下旬から底面排水管、揚水ピットの施工に着手しております。写真は6月1日の状況ですが、奥側が現場事務所側になります。揚水ピットの概要について、地下の浸透水を底面排水管に集めまして、揚水ピットで汲み上げまして、水処理施設で浄化処理を行っていくという形になります。

今後の作業工程になるんですけども、底面に均しコンクリートと碎石を敷きまして、その上に埋め戻しコンクリートを50cm埋め戻しまして、横にはベントナイト系の止水材、その上には、コンクリートの再生資材、あと、その上には選別土の埋戻しを行います。

今後、現場で発生するコンクリート再生資材が不足する場合におきましては、他の現場で発生する石材、または購入する割栗石を使用する予定です。

B工区で掘削した主な廃棄物は木片など可燃物や、ガラス類等の不燃物、ドラム缶、廃石綿のほか、栗東町銘柄のごみ袋が出てきました。

工事情報でもお知らせさせていただいたんですが、5月8日から5月18日にかけてまして、廃石綿廃棄用の袋に入った廃棄物を約0.5m<sup>3</sup>発見しています。現在もフレコンバッグに梱包しておりまして、適正に保管しています。今後、搬出を行っていく予定でございます。

こちらは、二次対策工事の土工・処分実績、平成29年4月末時点となります。前回、2月末との対比で見っていきます。掘削土量はプラス11,100m<sup>3</sup>、埋め戻し可能物仮置土量がプラス9,800m<sup>3</sup>、埋戻し再生資源がプラス1,900m<sup>3</sup>、可燃物がプラス1,300t、不燃物がプラス90t、有害物がプラス0.07t、有害物（B工区他）がプラス230t、ドラム缶及びその内容物が浸潤した廃棄物土・医療系廃棄物混じり土がプラス31t、あとの色が薄くなっているところにつきましては、差がなかったということになります。

続きまして、「選別土及び覆土等の適合確認分析」です。適合確認分析は約300m<sup>3</sup>ごとに実施して、埋め戻しの可否を判断しており、埋戻し基準に合格すれば埋め戻しに使用するということになります。

こちら前回の連絡協議会との差につきまして、選別土適合確認回数はプラス28回、そのうち不適合判定数は0回、覆土等の適合確認回数はプラス3回、うち不適合判定数が0回ということになります。内容の詳細につきましては、資料3の12ページ「適合確認分析の結果について」をご覧くださいと思います。

以上が、「工事の進捗状況」になります。

司会： ただいま説明いたしました議事3につきまして、御質問や御意見等ございましたら、お願いします。

住民： この工事が始まったときに、漠然と、処分場の全体の面積の3分の1ぐらいは掘削してもらえるのかなという印象をもっていたんですけども、その後、実際掘ってみて、もっと広げて掘る必要があったり、掘る必要がなくなったりしてるかと思うんです。それで、現時点の処分場の全体の面積の中で手を付けた面積がどのぐらいの割合なのか、それから、見直された工区の予定面積というのはどれぐらいなのか教えてください。

主任技師： 面積に関しまして、敷地全体として53,000m<sup>2</sup>ほどになりまして、当初、掘削面積が17,000m<sup>2</sup>ほどだったんですけども、こちらのD、E工区につきまして、調査しましたら、底面の欠損範囲が広がっていることが確認できました。そちらが約2,000m<sup>2</sup>ほど面積として増えたこととなります。ですので、当初が17,000m<sup>2</sup>ほどだったのが、変更後は19,000m<sup>2</sup>ほどでして、大体、ざっくり、1割ぐらいが当初比として増えたのかなと、そういう形になります。

住民： 現時点での、掘削が終わった面積はどれぐらいですか。

主任技師： C、D、E工区につきましては、現在も進んでおりまして、A工区とB工区になりますと…

住民： 手を付けたところの面積だけで構いません。

主任技師： A工区、B工区となりますと、約7,700m<sup>2</sup>ほどになりますね。そちらがA工区とB工区の合計になります。

住民： 19,000m<sup>2</sup>を掘削予定で、今、7,700m<sup>2</sup>までいってると。

主任技師： ということですね。

住民： ということですよね。

主任技師： ということですよ。

住民： B工区のとときに、私、黒いもの、黒いドロツとしたものということで、話させてもうてたんですけども、見つからなかったということですね。見つからなかったのは何で見つからなかったのか。現場でもちらっとは聞いたんですけどね。やはり、納得いかないんで、もう一度。



審議員：ずっと一緒にやっていますので、選別した時点では、〇〇さんがおっしゃるように、黒いドロドロした、こういった汚泥のようなものは見つかりませんでした。ただ、形状として、湧き出した水が、要するに硫化水素と反応して黒いモロモロ状のものができている、これは確認しています。これは汚泥じゃないですけどね。水が流れてくる下のたまり水のところで、黒くモロモロするようなものができていた、それは確認しています。

住民： 前回、写真持ってきますということで、ちょっと時間いただいてよろしいですか。いいですか。じゃあ、見せます。

まず黒いものというのはこういうものなんです。青いひしゃくですくて、ほんと、真っ黒ですよ。明らかにわかりますよね、これね。こんなもんなんです。ドロツとした。水より重いですよ。これは一体何なのかということで、当時の県の職員の人にこれを調べてくれました。

僕らも最初に、これ、試料を取って場外に持ち出そうとしたんですよ。調べてもらおうとしたんですけど、私たち住民側独自で。県は県で当然調べてくれるだろうと、こんなものが出てきたんだから。当然調べるだろうと思ったんですけどね。ところが、社長が追いかけてきて、社長に取り上げられました。理由は、これ持って帰ったら、二度と住民は入れさせないようにすると言われてきて、やむなく返しました。

当然、後で、県なり市なり、こんなもんが出てきたんだから、調べるだろうということで、後で、〇〇自治会の自治会館で話し合いをしました。その席上で、もう県の職員の話が、すごいこと言われました。あなたたちは泥棒だと言われました。泥棒ですって。有価物ですよ、これは。有価物持って帰ったら泥棒やですって。それが、RDの社員から言われたんじゃないんです。県の職員から言われたんですよ。とんでもない話ですよ。

そしてね、今回、これが見つからなかったと。何年経ってます、これ。それまでの間、県もほったらかしにしたんですよ。結局、私が思うのは、これ全部、地下水に流れたというように思うんですよ。地下水というのは、上下絶えず、何て言うのかな、変動してますからね。そのときにちょっと薄まってはまた地下水に流れ、また薄まっては流れと。結局は、最終的には、先ほど中村さんがおっしゃったようなもの変わったかもしれない。だけど、みすみすあるものを、これが何なのかもわからない状態で地下水に流れてしまったということなんですよ。そして、その県の職員は今何してるんですか。どこか、他の現場でやっておられるんですよ。何の咎もなく。おかしいでしょ、こんなのね。

ちょっと時間いただいてね、経緯から言いますと、最初は高アルカリ

ですよ。この写真はちょっと違うと思う。こんな管じゃなくて、もっと細い管でしたけど。そこから高アルカリのものが出てたんですよ。液体、調べたら、pHが11だとか、高いときは、千葉県の人 came 来たときに調べたときには12.3でした、pHが。そんな強のアルカリですよ。こんなもの、異常じゃないかと。これも住民が見つけたんですよ。それで調査するということになりましたね。

そして、まずさっきの筋掘りですわね。黒い線を書いておられた筋掘りをやったわけですよ。これで、調べていった。流れてくる方向いうのもこれで見定めたわけですよ。それで、次に、ちょっと廃棄物除去した、たくさん、大量に有害物除去した、その写真持って来なかったんですけど、たしかうろ覚えか知りませんが、270何台ぐらいのトラックに、10tトラックに、それぐらいの高アルカリ物質を除去したということやったです。

そして、その後、つぼ掘りというのをやりましたね、こういうつぼ掘りですね。先ほど丸印で書いてあったところです。そして、そのときに、奥から、たしか2番目やったと思うけど、そのところで黒いドロツとしたものが出てきたわけですね。そして、これも写真が違いますが、そのときにひしゃくですくって試料を取ったと。そして、それを、まあ持って帰ろうとしたんですけどね。結局は、社長に取られた。

そして、県との話し合いでどうなったかという、そこへは管を埋めますと。ちょっと見にくいですけどね、ここにも写ってるんです。大変小さいんですよ、管が。結構太い、これぐらいの管でしたがね。400くらいあったかな。黒い管です。それを埋めて。結局、何日かしてから、上澄みだけを調べたんですよ、県は。そして、何にもありませんでしたと。それで終わらされた。

住民を泥棒扱いしたんですよ。有価物やのにね、有価物やのに、何で70億もかけてポイするのって。私、その人らに聞きたいですよ。そして、その人らは何の咎も受けてないんですよ。これで滋賀県ですからね。情けないですよ。やはり、そういう人らは、やっぱりもう一回ね、こういうところに呼んで、きちっとすべきですよ、そんなもん。こんなもん、なくなるわけじゃないじゃないですか。

審議員：ちょっと説明加えさせていただいてよろしいですか。

住民：はい。

審議員：要するに、〇〇さんがおっしゃっているのは、ひしゃくでくむような状態のドロドロしたものであると、そういうことですよ。それ、先ほど申しましたように、私ども、今回のB工区を掘ったときに、浸透水が湧き出しているところがありました。そこを追いかけていくと、一番下

のたまり水になっているところに、黒いドロドロしたものがありました。これは、私が見たところは硫化鉄です。

水の中に、鉄分が非常にこの場合、浸透水、鉄分が多いんですね。あそこ、嫌気性になってるんで硫化水素が発生しますので、硫化水素と鉄が反応して硫化鉄が出てきたと。これがモロモロの状態、黒いモロモロの物でした。今回もB工区で見られました。これが、〇〇さんがおっしゃっているものと同じかどうかはわかりませんが、私が見た範囲では、たまり水になっているところの下のほうに沈んでいると。

ちょっと今見ていただくと、色が少し見にくくて申しわけないんですけども、真ん中の水路があるでしょう。その下に沈んでるんです。もう一つ、たまり水になっているのが左上のところなんですけど、その下のほうに、それこそひしゃくですくえるようなドロドロしたものがたまっていました。これは硫化鉄だと思ってます。

これについては、当然、除去しますし、これが水に溶けて流れ出すことはないと考えています。先ほど、私の最初の答えの中で、こういったものがまざっちゃっていると、これだけ取り出すことはできませんでしたよというふうなことは申し上げましたけれども、今、こういうふうにたまっている硫化鉄については、これは取ることが可能だと思っています。

住民： あのね、今、住民と一緒にあって、対策をやっているわけですよね。そういうことがあるのであれば、なぜ試料を取らなかった。みんなに見せて、こんなもん出ましたけどって、なぜ、そこまで考えなかったんか。

審議員： 申し訳ない。今回につきましては、物がこういうものでしたので、写真撮って、私ども、説明しようかなと思っていました。実物とってなくて、申し訳ないです。まだ水路がありましたら、取ってまたお見せしたいと思います。

住民： その黒いドロツとしたものというのは、何かですくわれたわけですか。

審議員： 状況から見て、私、今までの経験でいきますと、あれはもう硫化鉄に間違いはないと考えています。

住民： 他のところで、ここまでのものが出てないんですよ。あそこで、じゃあ、鉄が多かったか、特別多かったか。じゃないですよ。

審議員： その上流のほうに行きますと、水の底が真っ茶色なんです。要するに、まだ硫化水素と触れる前は鉄が出てきて、酸化鉄になっていると。さび、金気の状態。金気の状態のものがもう少し下に行くと、硫化水素と反応して硫化鉄になると、そういう状況でしたので、これはもう硫化鉄に間

違いがないなと思ってたんです。

住民： いやね、中村さん、化学あれやから、化学でいつも言われるけども、私たちは、やはり自分の目で見て、確認しない限り信用できないんですよ。それはやっぱり取って、やっぱりきちっとした分析をして、そしてこうでしたと言われるのであれば、まだわかる。僕らにも見せて、その上でならわかる。だけど、今、そんなん、こうやと思いますと言われてたかって、何のあれもあらへん。

審議員：わかりました。その検体につきましては、取れるようであれば取って、お見せしたいと思います。

住民：取れないですよ。そんな簡単に、そうそうなかったんですよ、今まで。

審議員：いえいえ、今でも、先ほど申しましたように、水が流れているところでは、これからも発生してくると思いますので、平成14年に〇〇さんが見られたものと今のが同じやつやとしたら、それを取ります。ただ、違う可能性もあるんで、そこはちょっと確定的なことは申し上げられませんが、今の状態でも水が滲み出してきた、たまり水になっているところで、硫化水素と反応して硫化鉄が発生している状況はございます。

住民： もう一つ聞きますけど、先ほど、ついでに聞きますけど、これは有価物やと言われてた。有価物であれば、お金になるわけですよ。何でお金かけるんですかね。

審議員：その判断はちょっと間違っていると思いますが。

住民： それを言いたいんやね。何の咎もないなんておかしいでしょ、そんなの。公務ですよ。冗談で言ってるんじゃないですよ。公務でしゃべってるんですよ、みんなね。そんな人がそんなこと言ってるわけですよ。それも環境を守るべき人間のほうですよ。その程度なんですかね。その人らの、はっきり言うて、ひどい言い方かも知れんけど、知能というのは。

審議員：申しわけないですけど、ちょっとその当時は、私もわかりませんので何とも言いようがないですけども、今となって申し上げますと、有価物というのは、もしそういう言葉を出しているんだとすれば、それはもう明らかな間違いです。

住民： 部長さん、変わられたんですかね。ということは、前の部長さんはもう3月で終わりやったんですか。

部長：前任の部長は、この4月で他の部署に異動しております。

住民： そのときに、何か言伝は聞いてませんか。住民からこんなこと聞いてますから、後々、これを引き継いで進めてほしいという話、何か聞いておられませんか。

部長： いずれにいたしましても、前任のほうから、経緯なり状況等につきましては伺ってございますし、私も4月になりましてから、改めて担当課のほうから状況等についても聞かせていただいております。

住民： 去年の今時分だったと思うんですけどね。三日月さんと一回、知事と面談をさせてほしいということをやっていると。ちょっと待ってくれ、もうちょっと待ってくれと。いや、必ずするからと。そんな話は聞いてませんか。

部長： 工事等の進捗に合わせまして、また区切りが参りましたら、またそうした機会も考えさせていただくということで。

住民： そんなことではだめですよ。工事は工事、別ですよ。私、1年前から言ってるんですから。やはり、もうあの方が就任されて以来、一度も私たちと話し合っていないですよ。一度もですよ。

審議員：一番最初に見えたときに聞いてますので、知事が御就任されたときの8月に。

住民： ああ、それはちらっと聞いて、ちらっと帰っただけでしょ。

審議員：いえ、途中から見えて、ずっといられた。残念ながら、最初からは御用があったから来れなかったけど。

住民： まあ、いつもね。最初だから、そうそう話何うのも、そうなかったのもあるだろうし、やはり、きちっと、はじめとしてやっぱり話し合いさせてくださいよ。面談させてくださいよ、早々に。私、もう1年待ってるんだから。もうちょっと待ってくれて、いつまで経ったってならないですよ。そして、結局、変わってしまうと。無責任ですよ。早々に考えてくださいよ。してくださいよ。

審議員：これにつきましては、他の絡みもございまして、我々としては、何らかの区切りができた時にということで、また御相談させていただきたい

と思います。

住民： いや、区切りったって、いつが区切りかわからないですよ、こんなもん。何年も続くのに。もっと早くしてくださいよ。

司会：他に議事3に関しまして、御意見等ございませんでしょうか。

住民：今、硫化鉄という話ですけどね。何か写真みたいなものあるんですか。

審議員：〇〇さんの写真ですか。

住民： そうそう、あのひしゃくね。緑のプラスチックの。あれをこう、あつたところ、こうやったら、あんな感じになるんですか。

審議員：上からしか見てないんで、少なくとも、水面の下に、もわっと……

住民： 例えば、硫化鉄の代表的なものすくって、そこにためて、こうやったら、あんな感じになるんですか。

審議員：ですから、すくえる状態ではありました。全く同じかどうかはわかりません。

住民：現場じゃなくてもね、なんかシミュレーションできるわけでしょ。

審議員：いえいえ、現物があつたら、それでやりたいと思いますけど。あれだけの量を作ろうと思ったら、硫化水素がむちゃくちゃ要りますので、ちよつとこれは。

住民：硫化水素がないとできひんの。

審議員：私も怖いです。硫化水素を扱うのは。

住民：でも、なると思われるんですか。

審議員：ええ、水の中に硫化水素が溶けていて、鉄と反応すると硫化鉄になって、それが沈殿してると、ああいう黒いモロモロの状態になると思ってるんです。

住民： 今、あるもののことでしょ。〇〇さんのはモロモロのものじゃなかったですよ。ドロツとしたものですよ。

審議員：ですから、その〇〇さんが取られたのは掘った状態ですよ。掘ってたまっているとやと思うんですよ。今、わたしが見てるのは、水が流れて、その所で反応している状態。だから、たまっていく状態ですよ。

住民：何か実験できないけれども、その時にはそうなるだろうと思われてるわけですか。モロモロじゃなくてドロツとしてるものでもそういう状態になると。

審議員：そのモロモロは取れるんじゃないかなと思っていますので、もし可能であれば、サンプリングして、またお持ちしたいと思います。

住民：それとね、ちょっとすみません、(B工区 案)って書いてある16ページかな。ここは横に120mの標高のところありますけども、14ページのとこと、この120のところは真っすぐこう引いたら、ここにはまる。同じところになるよね。この線とこの線は。

ちょっと横の線がなかったもんやから。同じ、この高さかなと思って。その120引いたときはそこにいくんですよ。線を引いたときは。

主任技師：すみません、どこの線ですか。

住民：120の線。

主任技師：120の線、こちらになりますね。

住民：横と一緒にですね。

主任技師：横というのは、お手元の資料の14ですかね。同じ標高になります。すみません、わかりにくくて。申し訳ないです。

住民：それとね、国道側から見たらね、今、B工区をガーッと掘ってはって、要は南側の面から、あそこの正面のところがかようなふうに、大分こう、廃棄物がこう、めり込んでたと思たんですけど。あれは下まで行ってるんですか。125かな、125まで、掘削してね、その時点で、まだ下までこう入るような感じになってたかなと。

主任技師：国道側から事務所側に見たという形でして、今おっしゃった、こちらが国道側ですね。こちら側から切り土のほうの法面を見ていただいた箇所になるかと思います。

住民：ちょうど矢印の先あたりのところ。

主任技師：こちらですよ。ちょっと、だらんと、なってる形ですよ。

住民：下までこう、入ってるようにね。

主任技師：そちらにつきまして、今、止水壁という形で、中の掘削をするためのTRDを施工させていただきました、外側で、ちょっと試掘掘りさせていただきました。そうすると、掘った下には沖積層が確認できましたので、下には土があるという形ですので、中も沖積層が見えてますので、一連した地層になるのかなと。

住民： 廃棄物は伸びて斜めになって埋まってましたよね。外掘らはって確認してもらったかもしれんけども、見た面はこうして、ここの125ぐらいの掘削のところ、こう来て、掘削してるなどと思ったら、廃棄物があつたから、どこまでいくのかなと思って。

主任技師：そうですね。そういうお話も頂戴しておりますので、外側のちょうど法尻の部分も1メートルほど掘らせていただきましたら、下に、写真が見にくいかもしれませんが、沖積層が確認できたということになります。

住民：一応、確認は……。

主任技師：確認はさせていただきました。

司会：ほかに御質問等ございませんでしょうか。

住民： すみません、水処理施設の能力の問題なんですけれども、他の工区はまあ一応、揚水して水処理施設のほうで、右の部分だけ新しい、何かこう揚水ピットみたいなものをつけてやるということなんですけれども、どのぐらいの能力があって、それがプラスアルファになるわけでなんで、その辺をちょっと御説明いただきたいかなと思って質問してるんですけども。

主任技師：すみません、私のほうで御回答させていただきます。現状で、水処理施設の能力は、 $355\text{m}^3/\text{日}$ 、処理できる状態。一日に最大で $355\text{m}^3$ で、実際には雨とかが降らなければ、そこまではいかず、 $100\text{m}^3/\text{日}$ くらいで推移しています。



B工区に新しくつくる揚水ピットも、同じ水処理施設に行くんですけども、そちらが入ったとしても耐えられるような能力で最初から水処理施設をつくっていますので、Max 355m<sup>3</sup>/日までで、新しく揚水ピットができたとしても耐えられるという状態になっています。

住民：今現在が100から100何ぼかぐらいの能力があって、実際の能力として355になるということですね。

主任技師：実績として100m<sup>3</sup>/日ぐらいありまして、能力としては355m<sup>3</sup>/日。

住民：実績として100m<sup>3</sup>ぐらいになってるんですか。

主任技師：はい、そうです。

審議員：ちょっと追加で説明します。これ、今回つくるのは最終的なピットでして、今は仮設のピットに水をためて、そこから水処理施設にいつてるんです。最終的には、全部の水がここのピットに集まってきてそこから汲み出すという形になります。

住民：今は仮設みたいな形のピットということ。

審議員：ええ。

住民：貯留槽、今、つくってはるんですね。コンクリート殻みたいなのがゴローンとこう入ってあるけれども、ああいうものも使われるわけですか。

主任技師：はい、そうです。

住民：今ごろごろっとこの前見たら入ったから。

主任技師：ちょっと今、現状、こちらのほうに入れているのは、次、重機、施工機械が通るために足元を固めている状況ですので、最終、また……

住民：もっと先に入ってたんとちゃうかな。

主任技師：こっちのほうですか。

住民：もうちょっと左側。そこの一番底。

主任技師：底に入っているのは砕石になります。

住民：それを埋めて貯留槽にしはる。

主任技師：その上に、基盤材、もしくはセメント改良土で底面遮水工を、この上に施工していくという形になりますね。

住民：要は、そういうようなものを埋めて行って……

主任技師：そうですね。

住民： 申し訳ない。何回も、さっきの話ですけども、実は、この問題のときに、後から処分場行って、一番底の水を汲み上げたんですよ。その水、私、持ってるんですよ。ただし、この黒い水は、黒いドロツとしたものは、水より重たいんで、廃棄物の中に沈んでいったから取れてない。だけど、まあ、そこの細かい粒子的なものは汲み上げたんですよ、一番底から、ペットボトルを利用して。それはあるんですよ。そのペットボトルも、今や破裂しかかったあるわけです。膨れてね。そういう状態ですけども。

言いたいのは、これね、検討委員会なり、先生らもおられる。で、先ほど中村さんがおっしゃったようにしたら、このようになるのかどうか。尋ねていただけますか。

審議員：確認させていただきます。アドバイザーの先生に。

住民： はい、お願いします。それと、一部やけど、その水を持って帰ると。それで何らかの手がかりがわかるかどうか。

審議員：水は、今、持って帰ってないんですね。

住民： 私が持ってる。ただし、もうペットボトルがもうどないなってるかわからない。

審議員：10年以上、経ってますよね。

住民： 経ってる。もうパンパンにはれて、いつ破裂するか、わからへん状態。運ぶだけでも、どうなるか、わからへん。まあ、そういうものです。聞いてください。

司会： そうしましたら、次の議事の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。議事の4番目、「工事の施工方法について」説明をよろしくお願

します。

副主幹：県の石田と申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料4の説明をさせていただきます。資料4については、前半の「H区画の有害物掘削工について」に関する部分については私が説明させていただきます。後半の「有害物掘削除去区画の土留矢板工法の変更について」は説明者交代して説明をさせていただきたいと思いません。

それでは、ちょうどこの部分がH区画なんですけども、この図面の下側の部分がD、E工区になっております。今後、D、E工区の掘削を進めていくということになりますけども、それに絡んで、この隣接するH区画についても掘削をしていく必要が出てきたということで、今回、このH区画の施工の方法について説明をさせていただきます。

H区画については、H-1、H-2、H-3という3つの区画に分かれております。それぞれ一辺が10m四方の正方形という形になっております。右下の断面図、このスライドで赤く塗っている部分が有害物の範囲になっております。この部分について、138.4mという線がありますけども、この部分より浅い部分に、このH-3とH-1がほぼ同じ高さにあります。この部分をオープン掘削して、同時に除去していくという形になります。

それよりもさらに深い部分にH-2区画の有害物がございまして、この部分をオールケーシング工法で掘削していくというように工事を進めていくという形になります。

工事の進め方をスライドで説明させていただきます。まず、この部分の廃棄物土、138.4mよりも上の部分の廃棄物土と有害物をオープン掘削で除去するというを行います。その後、それよりもこの深い部分をオールケーシング工法で有害物掘削を行って、有害物については、全て場外へ選別せずに搬出するというような形になります。その後、この有害物をオールケーシングで取った部分を選別土で埋め戻しを行うという形です。

同時に、こちらのD、E工区の廃棄物土についても掘削を行って、この底面の状況を確認するというような形になります。その結果を踏まえて、欠損範囲の上のところに底面遮水工を実施いたします。その後、選別土で全体を埋め戻して、あと盛り土を行って完了するという形で施工する予定をしております。

続きまして、H区画については、隣接するD、E工区に合わせてオープン掘削を行う予定をしております。ちょうど掘削を行う法面の部分に既設の構造物がございまして、それに基礎杭などがあるような状況になっておまして、この部分をオープン掘削で行うことで、この張り出したような構造物の部分が、法面の上に出てくるというようなこととなります。そのままその状態で工事を進めていくというのは大変危険な状態

にありますので、この既設の杭だとか構造物を順次、撤去しながら、工事を進めていくというような予定をしております。

杭については、粘性土層の下の部分の砂質土層を支持層としておりまして、その既設杭の撤去に当たっては、できるだけ振動の少ない方法で切断して撤去するというような予定をしております。

杭の切断、撤去につきましては、廃棄物土の掘削に合わせて、土中から露出した部分を一定の高さで順番に切断しながら除去していくというような予定をしております。

この杭の切断方法としましては、下の参考事例にありますような、ワイヤーソーイング工法だとか、パイルカッター工法、それぞれ、ダイヤモンドのワイヤーで、コンクリート構造物などを巻いて高速回転させて切断するというような方法であったり、構造物の周りをダイヤモンドのブレードを回しながら切断するというような形です。それぞれ無振動の工法になっておりまして、こういった工法を用いて、順次、杭などを切断して撤去していくというような予定をしております。

これは、D、E工区にございます構造物の全体を表した平面図になっておりまして、先ほどの灯油タンクの基礎であったり、廃液タンクの基礎、あと廃油タンクの基礎、プラントの基礎がございまして、それらをこのD、E工区の掘削に合わせて順次撤去していくというような予定をしております。

現時点では、全体で36本ほど杭があるというような形になっておりまして、それらを撤去する予定をしております。現地の状況に応じて、この杭の本数は増えたり減ったりするかもしれないですけども、おおむね36本ほど杭を無振動の工法で、順番に切断、撤去していくというような予定をしております。

今の説明については、先ほどの資料3の追加資料のところにございます。色がついてないのでわかりにくいと思いますが、赤い点の部分の杭を撤去していくというような形になっております。

次に、元の資料の3ページ目なんですけども、こちらのほうは、H-2区画のオールケーシング工法の施工方法を説明したものになっておりまして、これがオールケーシング1回の部分になるんですけども、これを大体、口径が2mのケーシングという円筒の中に入れてまして、順次、全体を掘っていきながら有害物を除去するというような形になっております。現時点で、このオールケーシング工法については、大体49本を予定しているという状況です。

掘削深については、一番最初の図面でもお示したように、10mの深さをこのオールケーシングで掘削するというような形になっております。ケーシング内部の掘削については、ハンマーグラブといわれる掘削機械で掘削をするということですので、底面付近の部分については慎重に実際掘っている状況、土の状況を確認しながら行う予定をしております。

掘削時は、掘削面及びその下流部分の廃棄物掘削面で、浸透水を集排水処理しながら掘削していくと。集排水した水については、水処理施設のほうへ流して浄化処理して下水放流するというような予定をしております。

オールケーシング工法の簡単なイメージ図ですけども、こちら断面図になっております。その一番下流部分のほうからオールケーシング工法で掘削をする予定をしております。その後、底に水を集排水するためのコンクリート再生資材等を敷いて、排水管を立ち上げると。そして、この部分に選別土を埋め戻して、ケーシングを抜くと。この集排水した水は、水処理施設へ運ぶという予定をしております。

また、同じようにオールケーシングで掘削をすると。その部分にまた底にコンクリート再生資材を敷いて、選別土で埋め戻して、先ほどの工事部分の隣で、また同じようにオールケーシング工法で掘削をして、同じように埋め戻していくと。これを順次進めていって、H-2区画の有害物掘削を完了するという予定をしております。

ここで、説明者を代わらせていただきます。

室長補佐：谷口と申します。引き続き、よろしく願いいたします。「有害物掘削除去区画の土留矢板工法の変更について」説明させていただきます。

実施計画変更の話で以前からさせていただいているんですけども、その一番の大きな原因になったことにつきまして、こういう状況であるというところまで説明させていただきたいと思っております。

調査の結果、有害物があるとわかったところにつきましては掘削して除去するという計画をしております。その場所は、A区画から始まりまして、最終I区画の9区画、区画という名前と呼んでおります。

こちらに紫の部分とか、あるいは緑の部分、水色の部分がございます。こちらどういう区分かと申しますと、緑の部分はオープン掘削といいまして、有害物が割と浅いところにあったわけですね。浅いところにありますので、バックホウで直接掘削して撤去しますというところがございます。

あと、紫のところは土留矢板と書いてありますけども、深いところには有害物があるので矢板を打って土留をして撤去すると。有害物土については、直接、場外処分いたしますし、廃棄物土については選別処理しますというところがございます。

先ほど石田のほうから説明がありました、このH-2の部分ですね。ケーシング工法と申しまして、ここはさらに深いところがございます。矢板工法ですと人が中に入るんですけども、深いところだと、人が入ると危険ということで、先ほどみたいに人が中に入らない、オールケーシング工法を用いるという区分になってございます。

今回、この矢板の打設の工法が変更になったというところを説明させ

ていただきたいと思っております。

矢板の施工の状況ですけれども、先にこのA区画でございます。こちらについては、平成26年度の工事で矢板を打って掘削除去が終わっております。あと、この有害物除去区画ではないんですけど、A工区で、深く掘るために、止水矢板を打ったりしています。これが平成28年度でございます。矢板については、こういう状況であると。なぜA区画を先にやったかというところ、ここに選別施設を今、設置しているかと思うんですけども、選別施設を設置するために、先に施工したというところがございます。

こちらA区画で施工した状況でございます。矢板を打ち込むというのは、アースオーガ併用圧入工法という工法で行っておりまして、10mから13mの矢板を打ち込んだというところがございます。こちらが、その断面図でございますけれども、10数mぐらい掘削したという状況でございます。

ただ、こういうような大型の鋼材が埋まっております。矢板が途中で打てなくなったと。そういう場合は、バックホウでこの辺を筋掘りして何とか取り出したら、こういうものが出てきたという状況でございます。何とか大型の鋼材等を取り出しながら打っていったんですけども、なかなか打てなくて困っていたというところなんです。また、10mの深さまで矢板を打ち込みますので、深いところはバックホウで取れなかったということで、今の工法で何とか打ったところ、最終、矢板を抜き出してみると、矢板の先端が割れたりしたということでございました。

ただ、A区画以外のところでこのような状況が続くかというのはわかりませんので、状況を見ていたところ、A工区ですね。このA工区は平成28年度から施工しております。こちらがA工区の状況の写真になるんですが、A区画と同じように、こういうような山形鋼という、大型の鋼材ですね。あと、H型鋼という、建築材として使うものです。こういうものが出てきております。あと、C、D、E工区でも法面の掘削をしてるんですけども、こちらでも大きな鋼材が出てきております。

なおかつ、大きなコンクリート殻も出てきておりまして、平成28年度になった時点でもこういう状況が出てくると、他のところもこういう状況になっているだろうと。そうすると、もう矢板をほぼ打ち込めないということが想定されますので、何とかしなければならぬということとなりました。

それで、今の工法というのは、実際、こちらの工法になってくるんですが、こういうようなドリルがございます。ドリルに矢板を沿わせて、圧入ということで打ち込んでいくという工法で見ましたけれども、小さなコンクリート殻があってもこの工法なら打ち込めるんですが、大きな鋼材はやっぱり切れないということでございます。

アドバイザーの先生方、もしくは矢板の施工業者にヒアリングを行い

まして、鋼材を切りながらできる工法はないかというところで検討いたしました。先ほど説明があったと思うんですが、オールケーシング工法ということで、鋼管の先に歯がついておりまして、これをぐるぐる回しながら打ち込むと。これですと、鋼材が切れると。いろいろとお聞きすると、やっぱり鋼材の切れる工法というのはこれしかないということでございました。

どういう工法かと申しますと、矢板を赤いところに10m四方で打つんですけども、あらかじめ、オールケーシングという形で打ち込んで、中の土を取り出すと。取り出して、また土を入れかえて、ここに支障物がなくなる形にしてから、さらに別の工法で矢板を打ち込むと。二段構えの工法になります。

こういう工法で何とかできるということがわかりました。ただ、この工事と申しますのは、国の産廃特措法の支援を受けながらやっております。平成24年度に一次対策工事を実施しまして、平成25年度から今の二次対策工事を事業費70億円を上限として実施計画を策定して、環境大臣の同意を得て行っているものでございます。ただ、先ほどのような工法変更となりますと、二段構えの工法なので、どうしても事業費が高くなります。また掘削量もまだ大分残っておりますので、今の計画でいくと、上限の70億円を超えるという可能性がかなり高くなってきましたので、工法の説明とともに、国のほうに協議しているという状況でございます。

残りのCからI区画は、今までに施工したA区画に比べて、掘削深が深く、矢板長が最大で21.5mとなります。ほぼ廃棄物土層に打ち込むという形になりますので、今までのアースオーガ併用圧入工法では施工がほぼ不可能と考えております。事業費は増えますけども、専門家の意見を聞いた上で、大きな鋼材があっても、唯一、矢板が打設可能な「オールケーシング工法＋鋼矢板打設」への変更が必要であると判断をいたしまして、今、国と協議を重ねているところでございます。

あと、その他の変更要素、今後、変更が見込まれる要素、もしくは事業費が減となる要素も含めて協議を重ねているところでございます。

実施計画変更の進捗状況につきましては、環境省との協議状況に応じて、順次、連絡協議会や工事情報等を通じて、皆様へ報告いたしたいと思っております。

前回、事業費は幾らぐらいになりますかという質問を伺ったんですけど、まだ、こういう変更要素、増となる要素、減となる要素を踏まえて、協議しているところですので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。次回の連絡協議会ではお知らせできるように頑張っていきたいと思っております。また、事業費等わかりましたら、連絡協議会、もしくは工事情報等、何らかの形でお知らせできたらと考えております。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

司会： ただいまの議事、「工事の施工方法について」に関しまして、御質問や御意見等がありましたら、お願いします

住民： 最初の「H区画の有害物掘削工について」の中で、既設の杭が出てきたというような部分があったんですけども、カットしながら撤去するということですけども、撤去した杭はどうするんですか。

副主幹： 撤去した杭については、他の廃棄物等と同じく処分するという形になると思います。

住民： この撤去した杭というのは、生活環境に支障が生じるものということの認識としてとらえていいですか。

副主幹： そういうものではございませんので、コン殻とか、そういった貯留層のほうへ入れられるようなものにできましたら、そういうふうにご利用していきたいとは思いますが。基本的にはコン殻ですんで、恐らくそういう支障を生じるというものではございませんので、貯留層などへ利用できたら利用していきたいと考えております。

住民： 場外に搬出するわけではないと。

副主幹： 杭の状況は見てみないとあれですけども、今のところ場内で使えるものであれば使いますし、使えなさそうなものであれば処分するという形にはなると思うんですけど。

住民： 前回のこの協議会の説明の中で、住民からの質問で、「鋼材は除去したらどうや。」という話の中で、答えとして生活環境に支障を生じるものを取り除くことを目的としておると。鋼材等、許可品目であるかどうかにかかわらず、鋼材等は除去の対象になっていませんという回答をされている中で、今の答弁だと矛盾しませんか。

副主幹： 除去するというのは、今回、掘削をするのに危険な状況ですので、それらは切断していったん撤去するというような形ですね。

住民： それは理解できるんですけども、ただその中で、先ほどおっしゃったように、コン殻と一緒に、戻せるものは使っていき、どうしようもないものは除去するという。そういう除去の部分が、鋼材の除去とどこが違うのかなというふうに感じたものですから。



審議員：あれって、基本的に、コンクリートの柱なんですね。中に金属線みたいなのが入っていて、破碎しますでしょう。破碎したときにその金属がちゃんと割れるかどうかの問題ですよ。きちっと戻せるように、コンクリートだけ割って戻せればいいんだけど、うまく破碎できなかつたら、どうしようもないですから、埋め戻しできませんので、それは処分しないと仕方がないと思います。それは何か水に溶けて危ないということじゃなしに、破碎がうまくいくかどうかの話です。ちょっとそれは切ってみて、壊してみないとわからない。

住民：使えそうにないから、出した方がいいと。

審議員：そうそう、そういうことです。

住民：その鉄の筋。それは出せるんですか。

審議員：破碎して分けられたらいいんですけど、そんな邪魔くさいことしないで、出してしまおうということもあり得るんで、ちょっとやってみないとわからないですね。それだけきちんと分ける意味があれば分けたいんですけども。

住民：鋼材を探しにいかない。出てきたやつは出すと。

室長：先ほど、オールケーシングするとき、地下に埋まっている可能性がある鋼材ですね。その部分については、取れた部分は当然他の廃棄物のように、鉄くずと同じような扱いをします。ただ、それを掘り出してまでやるかという、それはしませんという意味で、前回の回答の補足をさせていただいたということでございます。

司会：ほかに、議事4の「工事の施工方法について」に関しまして御意見等ありますでしょうか。

住民：区画と工区という表現がありますよね。区画のことはよくわかるんですが、工区的位置を決めた理由は何なんですか。その盛り土のところをさっき調査するという意味だろうけども、その場所ですね。

コンサル：設計の段階で大きくA、B、C、D、Eという工区割りをしております。場内が狭いということもございまして、掘削土を一遍に効率よく仮置きするような場所が、やはり場内の上の平場しかございません。ですから、何工区かに区切って、単位で工事を進めていかないと、一度に掘削して選別しても、仮置きする場所がない。だから、あるサイクルで戻

していくことも考えて、ちょうどいいバランス的なもので、全体的にここという位置よりは、底面欠落層の範囲があるようなゾーンをイメージして、工区割りをしました。

住民： いや、今の説明でさっぱりわからないんですけど、全部、別に掘るわけじゃないですよ。そこのポイントポイントをやっておられますよね。区画っていうのは。要は、盛り土全部のところを別に区画という形でポコポコ穴をあけてるわけじゃないですよ。やらないところもあるんですよ。今、H区画のところ説明されましたけども、あとH以降は何か区画があるんですか。そこが最後なんですか。

コンサル： すみません、有害物掘削のほうの区画の御質問だったですか。私、すみません、工区のほうの説明をしてしまいました。

住民： いや、工区じゃなくて、区画の場所の意味です。

コンサル： それは、順番に上のほうからA、B、C、Dという一つの連続した単位で区分しただけの名称でございます。で、Iが最後になっております。

住民： Iが最後ですよ。だから、その場所の意味は何なんですか。飛び飛びで、この。

住民： もともとメッシュに切って、全部調べた結果、悪いものがあつたと。そこを掘削しましょうということを決めて、それを順番にA、B、C、D、E、F、G、Hと決めはつたと。

コンサル： 連続した一つのまとまりを、A、B、C、Dとネーミングしただけなんです。順番に。

住民： これまで処分場を全部メッシュで切って、調査をやってるんですよ。それに基づいて有害物があるというところだけを。

住民： あるところが、このIまでの場所なんですか。

住民： そうなんですよ。

住民： それ以外のところはボーリング調査でなかったとこなんですね。そういうやり方で、盛り土の部分は全部掘削しなくてもよいという判断に至ったんですね。よくわかりました。

司会： 既定の議題については、これで終了ですが、全般的に、その他、何か他にございませんでしょうか。

住民： 今日、新聞記事をコピーして、各自治会長に一部ずつお渡ししました。一枚目は5月29日の京都新聞で、中間処理業者、〇〇が産廃110,000tを不法投棄したという新聞記事です。もう一つは、5月25日の滋賀報知新聞で、クリーンセンター滋賀で65,000ppmの硫化水素が発生したという事件の記事です。

申し上げたいのは、RD問題が発生して、そのときに産廃業者が不法投棄をするんだ、それから処分場で硫化水素が発生するんだということは、教訓としてみんな知ったことだと思うんですね。そして、そういうことを踏まえて、これから行政はしっかりそういうことが二度と起こらないようにと、対応していこうということで、この対策に取りかかったと思うんですが、今回、こういった二つの事件が起きたというのは大変残念に思います。

この点について、県の考えをお聞かせ願いたい。といいますのは、私は実は、「虚飾の行政」という本の中でも書いたんですが、この問題が起きたときに、行政対応検証委員会がつけられました。しかし、これは、国からの産廃特措法を得るための方便としてつけられた点があったのではないかと思うんです。その証拠に総務部ではなくて、琵琶湖環境部につけられたんですね、行政対応が、二回目のほうの。そして数回の審議で行政対応の検証がなされてしまった。このことが実は、この事件の背景にあるのではないかと思うんです。つまりしっかりした反省がなされてないんじゃないかと。お手盛りの検証をやったもんだから、また同じことが起きてしまったのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

室長： 〇〇先生から厳しい御指摘、心にしみてといったところでございます。まず第一にクリーンセンターで高濃度の硫化水素が発生したということでございます。高濃度の硫化水素が発生し、その臭気が近隣住宅地までにおよびました。地域の皆様に御迷惑をおかけしたということで、地域の方々にお詫びを申し上げたところでございますし、大変申しわけなかったと思っているところでございます。

クリーンセンター滋賀は、県内で唯一、廃石膏ボードを埋立て処分できる産業廃棄物の管理型の施設でございます。決して、RDの場合のようではなく、許可品目以外の受入れというような、またそれ以外の不適正な処理が行われたということではなくて、硫化水素が発生したということでございます。その点に関しては、不適正な処理が行われたということではないことは御理解をいただきたいと思っております。

新聞にも載っておりますように、センターでは平成26年度に、前年の

2倍を超えるような廃棄物が大量に入った。一気にいったということで、その中に建設系の工業廃棄物が多数ありまして、大量の廃石膏ボードが存在したということが原因であるというようにお答えさせていただいております。

先生のおっしゃるように、廃石膏ボードなんかを埋めると、硫化水素が出てくるということで、当然、管理型の施設であります以上は、処分場の基準が定められておりまして、浸透水の排水の施設であるとか、通気のためのガス抜き管を設置して、対策をしてきたのではあります。残念ながら、一度に大量のものが廃棄されたということで、空気の層がなく、嫌気性の状態ができてしまったということでございます。現在といたしましては、硫化水素の出口となっているガス抜き管のところに酸化鉄を設置するというので、結果として、外への臭気はゼロになっているという状況でございます。そういった、反省はしていたものの、現実にはそういうことが起きてしまったという状況です。

もう一点の〇〇の部分でございます。先生おっしゃっていただきましたように、RDの問題で行政対応検証委員会で御報告をいただき、これを受けまして、県では「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」というものを定めまして、具体的に対策をいろいろ講じさせていただきました。処理施設に立入検査で入る際の方針であるとか、方法であるとか、そういったものをマニュアル化して作ってきたところでございます。

そういうことからすると、業者の不適正を見抜けず、再び大規模な不適正処理事案の発生を許すことになってしまったということについては、大変悔しい、後悔するという思いで、大いに反省しているところでございます。

ただ、この事案、定期的に立入検査を実施してまいりました。しかしながら、事業者は産業廃棄物の中間処理施設でございまして、コンクリートであるとかアスファルト殻であるとか、そういったものを破碎して、分級して、大きさを整えて、再生資材として売却するというような形態をとっておりまして、そのグループ会社の販売会社へ売却したというふうなことを、後から考えると、偽装と我々言うておりますが、そういったことで結果として処理施設とはまた別の山の中に不法投棄が行われていたということで、検査時点では不適正な処理を察知することができなかったということでございます。

残念ながら、先ほどおっしゃっていただいたように、RDの教訓が生かされていないということにつきましては、謙虚に受け止めさせていただきたいと思っております。また、この事案を受けまして、新たに再発防止策といたしまして、いわゆる取引実績のデータが、今はマニフェスト等でございます。そういったものをもとに、流通元であるとか、流通先であるとか、なかなか廃掃法上、立入検査が難しい部分があるんだと思っております。

けれども、そういったものを定期検査の際に見るということでありますとか、不法投棄に関しましては、監視カメラであるとか、最近、ドローンを購入しましたので、それも活用して監視強化を進めていきたいということで、既に取り組みをさせていただいているところでございます。

二度とこのような、少なくとも、大量の不法投棄が発生しないように、心を引き締めて対応させていただきたいと思っております。

住民： 幸いにも、県会議員の方がいらっしゃるということで、これからの議論はここでではなく、また議会でなされることを期待したいと思っておりますけれども、住民側からみると、二度あることは三度あるんじゃないかという疑念というか、不安が拭えません。RD問題もやっぱりグループ企業が結託して、マニフェストを無効化したわけで、この〇〇ですか、これも同じような手法ですよ。

それから、硫化水素問題は22,000ppmですけど、管理型にすると65,000ppmも出るんだというのは、22,000ppmということを知っていたら、十分考えられたんじゃないか。安定型で22,000ppmが出るんだから、管理型で大量に放り込んだらもっと出るかもしれないということは、当然、考えられていたのかなと思うんですが、それが無視されたというのはちょっと驚きですね。やはり、もう少し緊張感をもってやっていただきたいし、我々がこの不法投棄問題で苦しんだことがまた滋賀県内で起きたというのは大変残念に思いますので、深く反省していただきたいと思っております。以上です。

司会：他に御意見、御質問等ございませんでしょうか。

住民： 滋賀県が何年前か、もう大分前ですけど、航空機を使って赤外線だったかな、センサーか何かで地熱を調べて、そして有害物が埋まっているんじゃないかと、そういうの調べますということを発表されたことがありましたよね。随分昔ですけど。だから、そういうことが活用されてないのか、滋賀県ですよ、それ言ってたのは。それを私は聞いてますけどね。そういうことをやってないのかなと思うのと、それからもう一つは、私は10年ぐらい前ですが、本読んだときに、管理型というものは、あんな地面に埋めるもんやないと。やはり上に、上部にもってきて、漏れてもわかるようにすべきやと、そんなこともう10年ほど前から本に載ってますねん。そやのに、また同じことやってるなど。相変わらず同じやなどというふうに思いました。まあ、感想ですけど。

審議員：今の赤外線を使ってというのは私の記憶の中にはないんですよ。

住民：書いてたのか、報道で言ってたのかどっちか。

審議員：それは私の考えではできないと思いますけど。人工衛星で航空測量みたいなのはできると思いますけど。

住民：そういうのじゃなくて。

審議員：それに使うのはセマティックマッパーっていうそういう機械があるんですけどね。ちょっとそれとは違うと思うんで、赤外線でターゲットを見ろっていうのはちょっと難しいかなと。昔、いわゆる温泉、メタン、滋賀県の湿地帯があつて、メタンの測定をしようというのがあつて、そういうのはあつたんですけども、ごみを赤外線で作るといふのはちょっとできないかなつて。

住民： 僕ははっきりと聞いてます。聞き間違いじゃないです。ああこれやるんだと思つて。

司会： 他、よろしいでしょうか。

そうしましたら、本日の予定はこれで全部終了ということで、以上をもちまして、第20回旧RD最終処分場問題連絡協議会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。